

令和元年第8回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第8号)

招 集 年 月 日	令和元年8月28日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和元年8月28日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和元年8月28日10時30分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 8 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	○	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
会議録署名委員	5 番	沖 貴雄		
	6 番	富永 富幸		

議長	<p>本日の出席委員は 8 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 8 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 5 番委員と 6 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文麿氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 46 号から議案第 54 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、関連します議案第 46 号及び議案第 47 号について、6 番委員より説明をお願いいたします。</p>
6 番委員	<p>議案書 1 ページの議案第 46 号及び議案第 47 号について説明します。図面は、3 ページと 4 ページになります。農地法第 3 条の規定によります許可申請です。■■■■さんの了解をとりまして、8 月 20 日に■■■■さんと現地確認をさせていただきました。現地は、■■■■さんの家より、191 号線から旧道へ約 300m 入ったところに位置しております。以前から■■■■さんと■■■■さんの土地の交換をしたら、お互いに仕事がやりやすいということで、今回申請されたようでございます。耕作するという点からもお互い便利だということです。あの辺一帯がですね、■■■■さんが■■■■牧場を経営されておまして、稲の耕作はごく一部でございます。それで、そこら辺一帯は■■■■さんが管理されていて、耕作面でも周りに影響はないようです。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可妥当と判断します。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 48 号について、5 番委員より説明をお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>議案第 48 号について説明いたします。議案書の 1 ページと 5 ページをご覧ください。譲受人である■■■■さんのお父さんにあたる■■■■さん立ち会いのもと、8 月 22 日に現地調査を行いました。申請地は、■■■■さんのお父さんが生きておられるときに、近所に住む方に、小作で農地を貸していたそうなのですが、その方が現在も耕作されており、荒れているというようなことはありませんでした。しかし、所有者が変わるということで、いまだに耕作されている人との問題があるのですが、そこは自分で解決するということですので、問題ないと思います。また、解決するにあたり、議案第 49 号にも関係するのですが、</p>

	<p>議案第 49 号の申請地にも、その方が現在耕作されており、しばらくそういう状態が続いていますので、両件とも所有者がお話をして、現在耕作されている方も所有者が変われば仕方なく耕作をやめるということも言っておられるようなので、問題はないと思います。話を戻しまして、議案第 48 号についてなのですが、しばらくは現状のまま耕作をしてもらうというふうな話でした。農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しませんので、許可妥当と判断します。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 49 号について、5 番委員より説明をお願いいたします。</p>
5 番委員	<p>議案第 49 号について説明いたします。図面ページは 6 ページになります。譲受人である■■■■さん立ち会いのもと、8 月 25 日に現地調査をしました。■■■■さんの自宅は、申請地である■■■■の横に隣接する■■■■が自宅となっており、自宅に隣接するところを、現在は一部ブルーベリーを植えて耕作されているような状態です。また、離れたところではありますが、果樹として、柿、栗などを栽培されているそうです。農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しませんので、許可妥当と判断します。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 50 号について、9 番委員より説明をお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>議案書 1 ページの議案第 50 号及び 7 ページの位置地番図をご覧ください。8 月 15 日、申請者の■■■■さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。■■■■さんは、遊休状態の申請地を耕作して、野菜を自家消費するという事です。農機具もこの度所有し、農作業に従事されます。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であります。周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 51 号について、私から説明させていただきます。</p>
議長	<p>議案第 51 号ですが、先日の 8 月 25 日に■■■■さんの方へお伺いして、調査をいたしました。写真を添付させていただいておりますが、写真の上の方の農地は、何回か前の農業委員会で議題に挙がった農地であります。今現在は、すべてソーラーパネルになっております。■■■■さんは家庭菜園の意向があり、■■■■さんの土地、写真では赤い印のところ、現在は防草シートをしてありますが、ここを家庭菜園用の農地として使って、取り組みたいということでありました。自宅はこの農地の前にあるところで、自宅近くでもあり、農作業しやすいということで購入予定であります。農地につきましても、下限面積以上であり、周辺は集会所やソーラーパネルになっておりますので、周辺の農地利用には影響ありません。農地法上の問題もないですので、許可妥当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	<p>続いて、議案第 52 号について、1 番委員より説明をお願いいたします。</p>
4 番委員	<p>1 番委員に代わって 4 番委員が説明いたします。農地法第 4 条、議案書 2 ページの議案第 52 号及び 9 ページの地番図をご覧ください。8 月 26 日に申請者の代理人である行政書士の方立ち会いのもと、現地調査を行いました。この度、許可を受けようとする土地は、昭和 43 年に時効によって取得した土地であり、以前から車庫と建物が建っておりました。およそ 15 年前にその車庫を解体し、地番 [] になりますが、隣にあった住居と一体化した住居に改築されました。現在、[]、[]、[] の土地をまたいだかたちで住居が建っています。今日、配布させていただきました資料に載せているんですけど、このようなかたちで宅地と畑が一緒になって建物が建ってある状態です。長年にわたる建物敷地であった申請地の地目が農地のままであったのが判明したため、この度宅地に申請したく、今回の申請となりました。今さらではありますが、許可妥当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 53 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 53 号の説明をさせていただきます。議案書の 2 ページ及び 10 ページをご覧ください。申請地は、加計支所から北西方向に約 1.5 km 進んだ場所に位置しており、セブンイレブン加計店の裏手にあります。この案件は、平成 30 年 5 月 23 日付けで太陽光パネル用地への転用許可を受けております。当初の計画では、許可の日から 1 年以内に工事を履行する予定でした。しかし、太陽光パネルの輸入の度重なる遅延により、工事の着手が遅くなったため、履行延期承認申請書が提出されました。工事の当初完了は令和元年 5 月 22 日、変更後の完了は令和元年 9 月 30 日となっております。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 54 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 54 号の説明をさせていただきます。議案書の 2 ページ及び 11 ページをご覧ください。申請地は、加計支所から南方向に約 1.7 km 進んだ場所に位置しており、弥生橋付近になります。この案件も、平成 30 年 5 月 23 日付けで太陽光パネル用地への転用許可を受けております。当初の計画では、許可の日から 1 年以内に工事を履行する予定でした。しかし、太陽光パネルの輸入の度重なる遅延により、工事の着手に至っていないため、履行延期承認申請書が提出されました。工事の着工予定は令和元年 11 月 1 日、完了予定は令和 2 年 5 月末日となっております。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、関連します議案第 46 号及び議案第 47 号について質疑を許します。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。それでは、関連します議案第 46 号及び議案第 47 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、関連します議案第 46 号及び議案第 47 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 48 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 48 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 48 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 49 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 49 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 49 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 50 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 50 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	挙手多数でありますので、議案第50号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第51号について質疑を許します。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第51号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第51号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第52号について質疑を許します。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第52号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第52号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第53号について質疑を許します。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第53号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第53号につきましては承認決定いたしました。
議長	続いて、議案第54号について質疑を許します。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第54号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第54号につきましては承認決定いたしました。
議長	次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件出ております。1件目は、安芸太田町大字上筒賀の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。2件目は、安芸太田町大字加計の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望の有無はございませんでした。</p> <p>次に、農業用ため池の関係のお話をさせていただきます。昨年の西日本豪雨災害で、広島県内でも農業用ため池が決壊するなどして、人が亡くなるということが発生しまして、今年の6月にですね、農業用ため池の管理及び保全に関する法律というのが出来まして、農業用ため池の所有者及び管理者は、市町村を通じて県知事に届をするという制度が出来ました。その関係で、10月15日からですね、農業用ため池の届出制度というのが始まります。この資料をですね、所有者及び管理者の方に役場の方から送付をして、届出を出していただくようにします。そして、役場の方から県知事の方へ送付するという事で、登録をしていただくという制度になります。もう一つのリストを見ていただいて、町内に水が湛水してあるため池が8か所くらいあるという状況です。そのうち、防災重点ため池というのを5か所指定させていただいたのですが、防災重点ため池というのは、この1番から4番までの条件の中で、いずれかに該当するものをいいます。災害の発生が懸念されるということで、8か所のうちの5か所を防災重点ため池に指定させていただきました。</p> <p>最後にですね、中山間の現地確認の日程表をご覧ください。今年も令和元年度の中山間の現地確認を9月の中旬から下旬にかけて、この日程でさせていただくということで、各集落協定の方には通知をさせていただきました。9月18日から加計の方から始まって、中旬から下旬にかけてこの日程で旧加計、旧筒賀、旧戸河内というふうに2名体制で各農地の方の確認をさせていただきます。この現地確認までには草刈り等を済ませておいていただくということでお願いをしております。こちらは周知になります。以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありますか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	以上で本日の審議は終了いたしました。

なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。
これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第 8 回
安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:30)

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

5 番委員

6 番委員